

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

瀬谷区総合庁舎敷地内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	瀬谷区広告付き案内板等の設置												
内 容	瀬谷区総合庁舎の2階出入口付近に①広告付き案内板と2階戸籍課、保険年金課待合スペース付近で利用できる②free Wi-Fiを設置していただく事業です。 ①については広告に加え、瀬谷区内地図（区役所周辺拡大図を含む）と、行政情報（動画及び静止画）を表示できるモニターを内蔵するものとします。②については利用可能時間を1回30分程度とし、また利用にあたってはパスワード等を設定すること。 設置事業者様には、広告料及び行政財産目的外使用料を納付していただきます。また、事業の実施に係る費用（案内板の製作、設置、管理、撤去、広告主の募集、電気料金等）について、全てご負担いただきます。												
	屋外広告物には該当しません。												
施設所在地（場所）	横浜市瀬谷区二ツ橋町190												
施設の利用者数・利用者層	瀬谷区の人口は約12万2千人（令和2年9月の推計人口）であり、様々な世代の方々が各種手続きのために区役所に訪れています。 〈R2年度区役所の税証明発行件数等〉												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税証明発行件数</td> <td>約23,000件</td> </tr> <tr> <td>戸籍関係の届出件数</td> <td>約18,000件</td> </tr> <tr> <td>国民年金・国民健康保険等受付件数</td> <td>約42,000件</td> </tr> <tr> <td>公会堂利用者数</td> <td>約31,000人</td> </tr> <tr> <td>各種健康診断参加者数</td> <td>約2,000人</td> </tr> </tbody> </table>		件数	税証明発行件数	約23,000件	戸籍関係の届出件数	約18,000件	国民年金・国民健康保険等受付件数	約42,000件	公会堂利用者数	約31,000人	各種健康診断参加者数
	件数												
税証明発行件数	約23,000件												
戸籍関係の届出件数	約18,000件												
国民年金・国民健康保険等受付件数	約42,000件												
公会堂利用者数	約31,000人												
各種健康診断参加者数	約2,000人												
広告設置場所	瀬谷区役所2階食堂横スペース												
広告掲出可能スペース	高さ230cm程度×幅200cm程度×奥行20cm程度 ※広告の掲出面積については筐体前面の面積の概ね1/4以内としてください。												
広告掲出期間	令和4年3月15日～令和9年2月28日（5年）												
	※1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）												

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和 3年10月8日（金）～令和 3年 11月5日（金）
提案内容評価	令和 3年11月上旬
	提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和3年11月下旬

■ 申込手続

<p>申込条件</p>	<p>申込みは広告代理店に限らせていただきます。</p>
<p>申込方法</p>	<p>令和 3年 11月 5日(金) 午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。</p>
<p>広告企画書 記載事項</p>	<p>(1) 市にお支払いいただく広告料(年額) (2) 掲出期間における収支計画 (3) 各機器の仕様(全体寸法、設置面積、材質、外部入力端子、施行方法、環境・バリアフリーへの配慮、安全性等) (4) ①瀬谷区内地図、②行政情報表示モニター、③広告の表示イメージ図、及び筐体の設置イメージ図及び各表示面積割合 (5) タッチパネルを導入する場合、その操作方法 (6) free Wi-Fiの操作方法及び使用可能エリア (7) メンテナンス体制(日常及び情報更新時の対応等) (8) 緊急時対応 (9) 自治体における同様の広告媒体の設置事例。 (10) その他(行政サービスの向上につながるご提案等がありましたら記載してください)</p>

次頁あり

■選定手続

<p>評価項目・評価基準</p>	<p>(1) 市に支払う広告料（年額） 市にとって十分な財源確保効果があるか。</p> <p>(2) 掲出期間における収支計画 掲出期間における収支計画が妥当であるか。</p> <p>(3) ①瀬谷区内地図、②行政情報放映用モニター、③広告の設置イメージ図及び各表示面積割合 それぞれの目的を満たすための十分な表示スペースは確保されているか。 レイアウトを含めた全体の設置イメージは適切か。</p> <p>(4) 外部入力端子の装備 放映する行政情報のデータを取り込むためのUSB端子は装備されているか。</p> <p>(5) 全体寸法・設置面積、材質、施行方法、環境・バリアフリーへの配慮 掲出期間中、破損や倒壊のおそれがない構造を備え、電源投入方法・盗難防止・悪戯防止策等で安全性が担保されているか。また、省電力など環境への配慮がなされているか。色覚障害者向けの配色、デザインとなっているか。</p> <p>(6) free Wi-Fi は接続方法等の操作が来庁者にとって使いやすいものであるか。</p> <p>(7) メンテナンス体制 地図情報の変更への対応等が円滑に行えるか。また、行政情報モニターへ表示するコンテンツの作成・更新作業について十分なサポート体制が整っており、市職員の負担が少なく操作しやすい仕様となっているか。 free Wi-Fi を提供する機器に不具合が発生した際、円滑な対応を行えるか。</p> <p>(8) 緊急時対応 設置物の不具合、破損及び倒壊またはその恐れがある場合の対応が円滑に行えるか。</p> <p>(9) 自治体における同様の広告媒体（フロア案内図・周辺案内図）の設置実績 過去5年間で自治体における同様の広告媒体（フロア案内図・周辺案内図）の設置実績があるか。</p> <p>(10) その他行政サービスの向上につながる提案があるか。</p>
<p>評価方法</p>	<p>○瀬谷区に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※ 申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p> <p>※評定の結果、同点となった場合は、瀬谷区広告事業選考会の会長が決定します。</p>

■ 広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。 ○ 横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。
広告の制作等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掲出の日から起算して 10 営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○ 上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。 ○ 広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。
財産の使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。(参考：月額 3,100 円/m² (最大幅×最大奥行)、令和 3 年 7 月現在) ○ 設置期間中の電気料金については年 2 回の精算払いとします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。

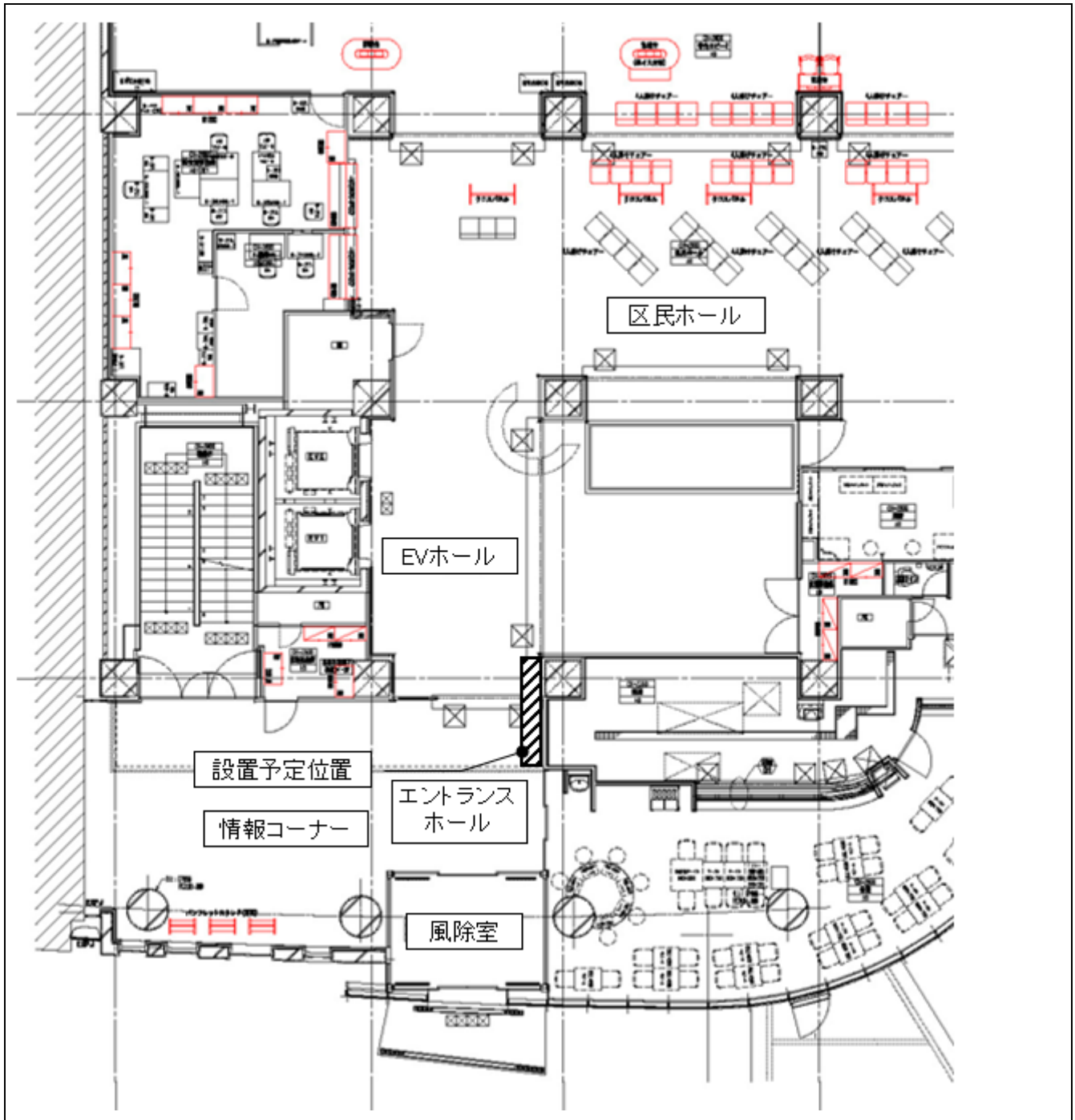
■ 申込み・お問合わせ先

担当課名	横浜市瀬谷区総務課
所在地	横浜市瀬谷区二ツ橋町 190
TEL/FAX	TEL 045-367-5613 /FAX 045-366-9657
Eメール	e-mail se-yosan@city.yokohama.jp

■地図



■広告付き案内板設置予定位置



広告企画書（広告付物品提供・施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	瀬谷区広告付き案内板等の設置		
	物品提供等に 係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として 使わせて頂きます。		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・ 横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・ 横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・ 誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（ 希望する ・ 希望しない ・ 登録済 ）